

第二百三十五号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第二条第一項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）を除外する教員）」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）を除く。」のうち時間を単位として勤務するもの」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）を除く。」のうち時間を単位として勤務するもの（再任用短時間勤務職員）」と改める。

第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち時間を単位として都立学校等に勤務する教員」に改め、同条第三項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（再任用短時間勤務職員を除く。）のうち一日を単位として勤務するもの」を「会計年度任用職員のうち一日を単位として都立学校等に勤務する教員」に改める。

第四条第二項中「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第六条第三項第一号中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改め、同項第二号中「昭和三十一年東京都条例第六十八号」の下に「。以下「学校職員給与条例」という。」を加え、「第二十四条及び」を削り、同条第四項中「事項は、」の下に「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て」を加える。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

(期末手当)

第八条の二 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する時間講師(教育委員会規則で定める時間講師を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した時間講師(教育委員会規則で定める時間講師を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第六条第三項第一号の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額に、学校職員給与条例第二十四条第一項に掲げる職員(同条第二項に規定する教育五級等職員を除く。)に適用される割合を乗じて得た額に教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第九条中「東京都人事委員会(以下「人事委員会」という。)」を「人事委員会」に改める。

第十一条第一項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

(期末手当)

第十三条の二 第八条の二の規定は、日勤講師の期末手当について準用する。この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、同条第二項中「第六条第三項第一号」とあるのは「第十一条第一項」と、「方法により月額に

換算した額」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第十四条中「事項は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加え、同条後段を削る。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。